



# 島根県報

平成22年12月21日（火）

第2,250号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

換地処分	（農地整備課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	2
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（ 〃 ）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
解除予定保安林	（ 〃 ）	3
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道路維持課）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	4

### 【公 告】

肥料の登録の更新	（食料安全推進課）	6
----------	-----------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第742号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、3条資格者施行代表者から所原桜上地区における換地処分を平成22年12月8日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第743号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

---

**島根県告示第744号**

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成22年12月21日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成22年12月21日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成22年12月20日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成22年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分の欄の2を次のように改める。

2 1に掲げる漁業以外の漁業

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分の欄中3から7までを削り、同表14の項漁業の区分の欄の2中「で浜田市三隅町西河内の者が営む漁業」を削り、同欄中3から10までを削る。

---

**島根県告示第745号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市上島町字赤池1366、宇山根3872、3874-1から3874-4まで、3875、3876-1から3876-3まで、3877から3879まで、3881、3884-1、3884-2、3885、3886

2 指定の目的

---

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第746号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市伯太町上小竹197（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第747号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村福川1546-31

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

---

## 島根県告示第748号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年12月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	区間	上り線又は下り線の別	指定年月日
県道	遙堪今市線	出雲市今市町109番1地先から同市姫原町一丁目4番4地先まで	上下線	平成22年12月21日

## 島根県告示第749号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年12月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1(1) 区域の名称

橋本

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市西川津町字山崎3261番	1号
〃 3132番	2号及び3号
〃 3263番	4号及び5号
〃 3262番	6号から9号まで
〃 3261番	10号

## 2(1) 区域の名称

玉造西

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市玉湯町玉造1457番1	1号及び2号
〃 1457番2	3号
〃 1299番	4号
〃 1301番	5号
〃 1309番	6号

## 3(1) 区域の名称

高井2

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次に結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町岬町平岩ノ一44番1	1号から3号まで
” 42番3	4号及び5号
” 42番12	6号
” 42番4	7号
” 41番8	8号
” 41番5	9号
” 40番2	10号
” 40番1	11号
” 40番7	12号から14号まで
” 42番10	15号
” 43番2	16号
” 44番	17号

## 4(1) 区域の名称

北惣神社北2

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次に結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡海士町大字海士4463番	1号
” 4467番	2号
” 4453番1	3号
” 4455番	4号
” 4430番	5号及び6号
” 4423番1	7号
” 4347番2	8号
” 4423番3地先道路敷	9号
” 4419番1	10号
” 4423番1	11号
” 4417番1	12号及び13号
” 4417番2	14号
” 4433番2	15号
” 4431番	16号
” 4448番1	17号及び18号
” 4449番	19号
” 4456番	20号及び21号
” 4459番	22号
” 4464番	23号
” 4465番	24号

**公 告**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 396号	混合有機質肥 料	混合有機質 肥料	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	公定規格のと おり	株式会社地力の素舎 島根県松江市玉湯町玉造1420番地 7	平成25年 12月21日